

## 福島県企業局工事検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は企業局が所管する工事（企業局が外部からの委託を受けて実施する工事（以下「受託工事」という。）を含む。）の検査に関し必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工の確保を図るものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 契約権者

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号（以下「規程」という。）第2条第9号に規定する契約権者をいう。

#### (2) 監督員

規程第220条第1項に規定する監督員をいう。

#### (3) 契約約款

規程第176条第2項により定められた「福島県工事請負契約約款」（以下「契約約款」という。）をいう。

#### (4) 設計図書

契約約款第1条第1項の「設計図書」をいう。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 竣工検査

契約約款第31条第2項の規定により、工事の完成を確認するために行う検査をいう。

#### (2) 一部竣工検査

契約約款第38条第1項の規定により、工事の部分引渡に係る工事の確認をするために行う検査をいう。

#### (3) 既済部分検査

契約約款第37条第3項の規定により、工事請負代金の部分払いに係る工事の出来高等の確認をするために行う検査をいう。

#### (4) 中間検査

契約約款第31条の2第1項の規定により、工事の品質を確保するために行う検査をいう。

### (検査員の指定)

第4条 検査を実施する者は、規程第221条及び同条の2に規定する検査員とする。

### (兼務の禁止)

第5条 監督員は、自らが監督する工事の検査を実施することはできない。

(検査の請求)

第6条 契約権者は、規程第221条の2に係る第3条に規定する検査の必要が生じたときは、別紙第1号様式に工事検査箇所表(第2号様式)を添付して、局長に検査の請求を行わなければならない。

(検査の通知)

第7条 局長は、前条の規定により検査請求があったときは、検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとし、その旨を工事検査箇所表に記載して、別紙第3号様式又は別紙第4号様式により、契約権者に通知するものとする。

2 契約権者は、前項の通知があったときは、工事検査立会通知書(第5号様式)により、工事請負者に対し当該検査の立ち会いを求める旨の通知をしなければならない。

(検査の実施)

第8条 検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比してその適否を判断する。

2 検査員は、検査を行うときは、次の各号に留意しなければならない。

(1) 工事の出来形

(2) 工事の品質

(3) 工事の出来ばえ

3 監督員は検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(1) 出来形図

(2) 施工管理の結果資料

ア 出来形管理

イ 品質管理

ウ 工事写真

(3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果

(4) 上記以外の使用材料に関する資料

(5) 設計図書で指示した施工立会いの記録

(6) 社内検査結果資料

(7) その他検査委員の指示するもの

(検査の立会)

第9条 監督員は、検査が行われるときは、立ち会わなければならない。

2 契約権者は、工事の検査に際し、検査員から立会いを求められたときは、これに立ち会わなければならない。

3 契約権者は、工事の検査が行われるときは、必ず当該工事の受注者(現場代理人)及び主任技術者若しくは監理技術者並びに社内検査員に立ち合わせなければならない。

(検査結果の通知)

第10条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく工事等検査調書(規程第60号様式)

により当該契約権者に通知しなければならない。

(設計図書等不適合の場合の処理)

第11条 検査員は、検査の結果、軽微な手直しの場合を除き、工事の施工が工事請負契約書、契約約款及び設計図書等に適合しない場合は、不適合の詳細及びそれに対する処置に関する意見を工事等検査調書等に記載して当該契約権者に通知しなければならない。

2 契約権者は、不適合の原因が工事執行者又は工事請負者の何れの責任によるものかを判定し、所要の処置を行わなければならない。

3 契約権者は、前項の規定による処置又は修補の完了後、あらためて第6条の規定による検査の請求を行うものとする。

(検査結果の復命)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、次に掲げる書類等を添付して契約権者に提出しなければならない。

(1) 工事等検査調書の写し

(2) 工事検査記録

(3) その他関係資料

(工事成績の評定)

第13条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める「福島県企業局請負工事成績評定要綱」に基づき、当該工事の成績を評定しなければならない。

(受託工事の検査)

第14条 受託工事の検査の実施に関しては、別に定めがある場合を除き、この要綱を準用する。

(緊急処置)

第15条 契約権者は、指定された検査員が事故等により急遽検査ができなくなったときは、検査員又は検査日を変更するものとする。

(補足)

第16条 この要綱を定めるもののほか、検査実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(第1号様式)

第 号  
平成 年 月 日

企 業 局 長 様

( 契 約 権 者 名 )

工事検査 ( 月分 ) の請求について (依頼)  
このことについて、別紙の箇所の検査をお願いします。

(第3号様式)

第 号  
平成 年 月 日

(契約権者) 様

企 業 局 長

工事検査 ( 月分) の請求について (通知)  
このことについて、別紙のとおり検査を実施します。

(第4号様式)

第 号  
平成 年 月 日

(契約権者) 様

企 業 局 長

工事検査 ( 月分) の請求について (通知)

このことについて、別紙のとおり検査を実施します。

なお、検査員職氏名の欄に依命と印された箇所については、検査員を指名して検査を実施してください。

(第5号様式)

第 号  
平成 年 月 日

様

( 契 約 権 者 )

工事検査 ( 月分) の請求について (通知)

下記のとおり工事検査を実施しますので立ち会ってください。

記

検査の種類	竣工 ・ 一部竣工 ・ 既済 ・ 中間
検査員職氏名	
検査年月日	平成 年 月 日
工事番号	
工事の名称	
工事箇所	
請負金額	¥
工事関係資料等	計測機器、検査工具、工事経過写真、出来形・品質管理記録等

(第8号様式)

第 号  
平成 年 月 日

企 業 局 長 様

( 契 約 権 者 名 )

工事検査変更願について (依頼)

このことについて、下記理由により変更をお願いします。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
路線河川地区名	
施 工 箇 所	
請 負 額	円
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 者 名	
検査実施日 (前)	年 月 日
検査請求日 (後)	年 月 日
検 査 員 名	
検査日等の変更を要する理由	